

第159回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 開催日時

令和5年11月6日（月）

午後1時30分から午後3時20分まで

2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬委員（部会長）、鎌田直人委員、高橋輝昌委員、原啓一郎委員

【職員】

佐藤森林課長、出口林地対策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号及び第2号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘（残土埋立）について]

委員：盛土した残土の上に植栽する計画になるが、土質とか植栽に適したものであるかどうかの確認は取れているのか。

事務局：植栽の確認については、事業者が実際に植栽をする前に植栽の届出を提出させ、pHなどの土壌の性質を確認させることとしている。具体的には、地山の表土を除去・集積し、植栽する直前に盛土に表土を敷き均した状態で、植栽木が生育するような性質であるか等を植栽の届出にて確認し、問題がなければ事業者が植栽させることとなっている。

委員：除去した表土を表面に敷くということか。

事務局：はい。

委員：残土はどこから持ち込まれるのか。

事務局：まだ決まっていない。一般的には、東京都や神奈川県から建設発生残土を運搬してくる事例が多い。なお、残土の性質については、残土条例を所管しているヤード・残土対策課で確認し、現場に搬入するという計画となっている。

委員：この審議の後に行われるという理解でよいか。

事務局：はい。林地開発許可においては、事前にどこから土砂等を搬入してくるところまでは確認しておらず、ヤード・残土対策課において確認することとなる。

委員：最終的に調節池は埋め立てられ、その上に植栽するのか。

事務局：はい。

委員：その場合、コンクリート管などは撤去せずに、そのまま埋めるのか。

事務局：はい。植栽すれば森林に復元されるという考え方になるが、樹高が1m未満の苗木を植えることから、表面を雨水が流下してしまうことがあるため、排水路を流末の市原市の市道側溝まで導くような形で残す計画とされている。

委員：今回は調節池を2箇所設置するわけだが、開発区域外からの雨水も入り、周りの宅地からの雨水もこの中に入ってくるかと思うが、集水区域の計算としては、どのあたりまでを考えて必要容量の計算をされているのか。

事務局：集水区域について、調節池A側は北東の残置森林部分が一番高くなっており、宅地側からの雨水が入らないため、開発する面積についてのみ調節池Aに流入するような計画となっている。調節池Bの集水区域について、直上の住宅地までが区域に入っている。また、この道路より（図示）向かい側は低くなっていたので、こちらについては、残置森林の部分が基本的に調節池Bに入るような計画になっている。

委員：開発区域内は当然わかるのだが、心配なのは、東側の住宅地など、開発区域外からも集水するように見える。ここも集水区域に入れた形で調節池の必要容量を計算されているのか。特に、調節池Bの集水区域は、どこまでのエリアとなっているのか。

事務局：調節池Bについては、事業区域外も集水区域に入っている計画となっている。

委員：宅地側も集水区域の面積として計算されているということか。

事務局：はい。

委員：表土を確保した上で、森林に戻すといった計画だが、その森林土壌は土工の中に入っているのか。最初に表土を剥がして、どこかに積んでおいて、4年後に戻して森林を植栽する工程だと思うが、それは切土の土量に入っているのか。それをどこに保管しておくのか。

事務局：盛土の箇所については、地山を階段状に段切りして、下から施工して行くので、徐々にストックしている表土が移動していく計画となっている。

委員：施行中の土地利用計画平面図と切土盛土計画縦断図の調節池を見ると、切土盛土計画縦断図の調節池は盛土されていないが、施工手順はどうなるのか。いつの段階で調節池を埋め戻すのか。

事務局：最初に調節池を設置して盛土を施行し、その上に表土を戻す形になり、最後に調節池についても埋め戻しを行い、植栽して完了する計画となっている。

委員：このような施工方法は通常のやり方なのか。

事務局：残土埋立については、(一時転用のため)最終的に全て森林に戻すことを基準としており、埋め立て後に調節池を埋め戻しても問題はない。地元等からの要望により調節池を残すこともあるが、維持管理の問題等もある。本案件は、完全に埋め戻して植栽し、森林に復元するので、県林地開発許可審査基準上は問題がない計画となっている。

委員：調節池からの放流管を市原市の市道側溝に流す計画だが、現在はどういう形で流れているのか。

事務局：現在は、一部、道路側溝があるので、山や道路からの雨水等は自然にそこを通過して流下していくことになる。

委員：特に水路などがあるわけでもなく、山からの雨水等は自然に流れてくるといふことか。

事務局：はい。現在、計画している事業区域には排水施設などの構造物はない。

委員：調節池Bについて、年に2回浚渫する計画とのことだが、進入路はどちらになるのか。

事務局：調節池Bの進入路は、茶色で示した管理用道路部分となり、それを使用して上方から進入することとなる。

委員：どの道路か。調節池Aは、事業区域の下側から進入するのは分かるが、調節池Bについては、どこから入るのか。堤体が完成した後に、どのように入っていくのかわからない。

事務局：東側の市道から事業区域内に入り、管理用通路を降りて調節池Bに行く計画となっている。

委員：最初に調節池を作ると思うが、調節池を作った後に、どのように調節池の埋め立てをしていくのかもわからない。

事務局：堤体を作った後の管理等の手順や管理道ルートについて、事業者を確認してから、お示しする。

委員：ルートによっては近隣住民への影響も出てくるかと思うので、確認をお願いします。

また、市道接続部詳細図だが、調節池Aについて、放流管からの雨水等を柵に溜めて、接続U字溝を通して市道の既設側溝に流下していくと思うが、接続柵のオーバーフローはどのようになるのか。接続U字溝からの既設側

溝への比流量が 0.025 m³/sec/ha で協議されているが、最大で 0.025 m³/sec/ha ということで間違いはないか。

事務局：市道に接続する排水路については、オリフィスで絞った雨水等が流下するだけの接続U字溝である。オリフィスで流れる量は、30年確率降雨強度となっている。オーバーフロー分については、約200年確率降雨強度の大雨が降った際に放流塔の上部から雨水等が放流管に入るが、市道に接続する排水路は、30年確率降雨強度の放流量まで流れれば問題ないとして協議されているとのことである。オーバーフロー分については、堤体が崩れることを防ぐために設置している計画となっている。

本件では、フィルダム式調節池の場合の放流管として、余水吐きの100年確率降雨強度の1.44倍の約200年確率降雨強度と同程度の雨水等が流下するように放流管を計画されており、それを既存の排水路等などに接続しようとする排水能力の差が生じるため、溢れてしまうということになるが、それだけの降雨強度の雨が降れば道路側も溢れていることとなり、その計画で接続してよいのかどうかを事業者が市と協議して了解をいただいている。河川管理者等によっては、大雨時は、例えば、調節池の出口付近に柵を設置させて溢れさせる計画とし、通常時はオリフィスで絞った雨水等の流量を流下させればよいということもあり、そこは事業者と河川管理者等の協議によって排水路等の接続の計画が変わる場合もある。

委員：接続柵のオーバーフロー分は、あくまでも堤体を守る余水吐き分の雨水等ということか。

事務局：はい。

○第2号案件【【変更】土石等の採掘（砂利採取及び残土埋立）について】

委員：神社があるが、その取扱いはどのようになるのか。そのまま残す形か。

事務局：はい。事業区域には含まれていない計画となっている。

委員：航空写真を見ると事業区域内に神社があるように見えるが。

事務局：赤道と神社の部分については事業区域外である。事業区域内の中に一部、事業区域外があるといった計画となっている。

委員：同じような扱いで、土地利用計画平面図にAと記載されているところは何か。

事務局：Aは神社の駐車場となっており、コンクリート敷きとなっている。神社と同様に、今回の事業区域には入っていない。

委員：上の道路から駐車場に入っていけるということか。

事務局：はい。また、下から上がれる事業者管理の私道もあり、そこからも駐車場に上がっていくことができる。

委員：私道だけど自由に通行できるということか。

事務局：はい。神社はもともと別の場所にあったが、この埋立計画で移転が行われ、事業者と地元住民で話した結果、この私道は通っても構わないということになったと聞いている。

委員：今回、拡大区域の5工区の西側も埋立区域となっているが、この部分は既に審議済みということか。

事務局：5工区の西側については、もともと4工区の残置森林であったが、今回の

拡大により、5工区の外側に残置森林を設けるため、新たに埋め立てする区域となった。

委員：埋立土量などは、今回の申請に入っているということか。

事務局：はい。

委員：施工手順図②について、図の中に流域面積として、森林部や裸地部の面積が記載してあるが、集水面積の計算に当っては、この面積を使っているのか。これを見ると、事業区域外についても集水面積に含まれると思うが、それを含めて計算しているのか。

事務局：この集水面積については、仮設で設置する土堰堤ごとの集水面積を示していて、事業区域外も含めて流域面積として計算している。なお、調節池の流域についても同様である。

委員：2工区はほぼ終わっているのか。これから植栽するのか。

事務局：2工区については、埋め立てが完了し、植栽も進んでいる。

委員：問題なく進んでいるということか。

事務局：はい。

委員：BB'断面の北側と南側は、1:0.6と掘削勾配が急だが、この勾配で切土して、モルタル吹付工だけで崩れないのか。その上に、先ほど地元住民の方も通行すると説明があった道路があるが。

事務局：現地は岩が露出していて、堤体部分は1:0.3程度の勾配で切土をしても崩れないということであり、それを1:0.6の勾配に緩く切土し、最後の小段は1:0.8とさらに緩くしており、モルタル吹付工で風化を防げば地盤は安定する状況だと聞いている。

委員：上流側の重力式擁壁のところまでそのような形だが、問題ないということか。

事務局：軟岩が露出しているので、モルタル吹付工で風化を防げば問題ないと聞いている。

委員：南側もモルタル吹付工だが、こちらは全体が岩ということか。

事務局：はい。

委員：気になったのが、モルタル吹付工をすることによって、岩に溜まっている水の出口がなくならないか。

事務局：モルタル吹付工を施工するが、水抜きを入れて、できる限り背面に溜まった水を排水する施工になると思われる。事業者にはこのことに十分注意してもらい、施工時に工夫してもらうように指導する。